

## 議案第16号

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月21日提出

北名古屋市長 太田 考 則

### 提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する勤務年数の区分を追加するため及び刑法等の一部を改正する法律の公布施行に伴い規定の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年北名古屋市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員

については、なお従前の例による。

- 3 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。